

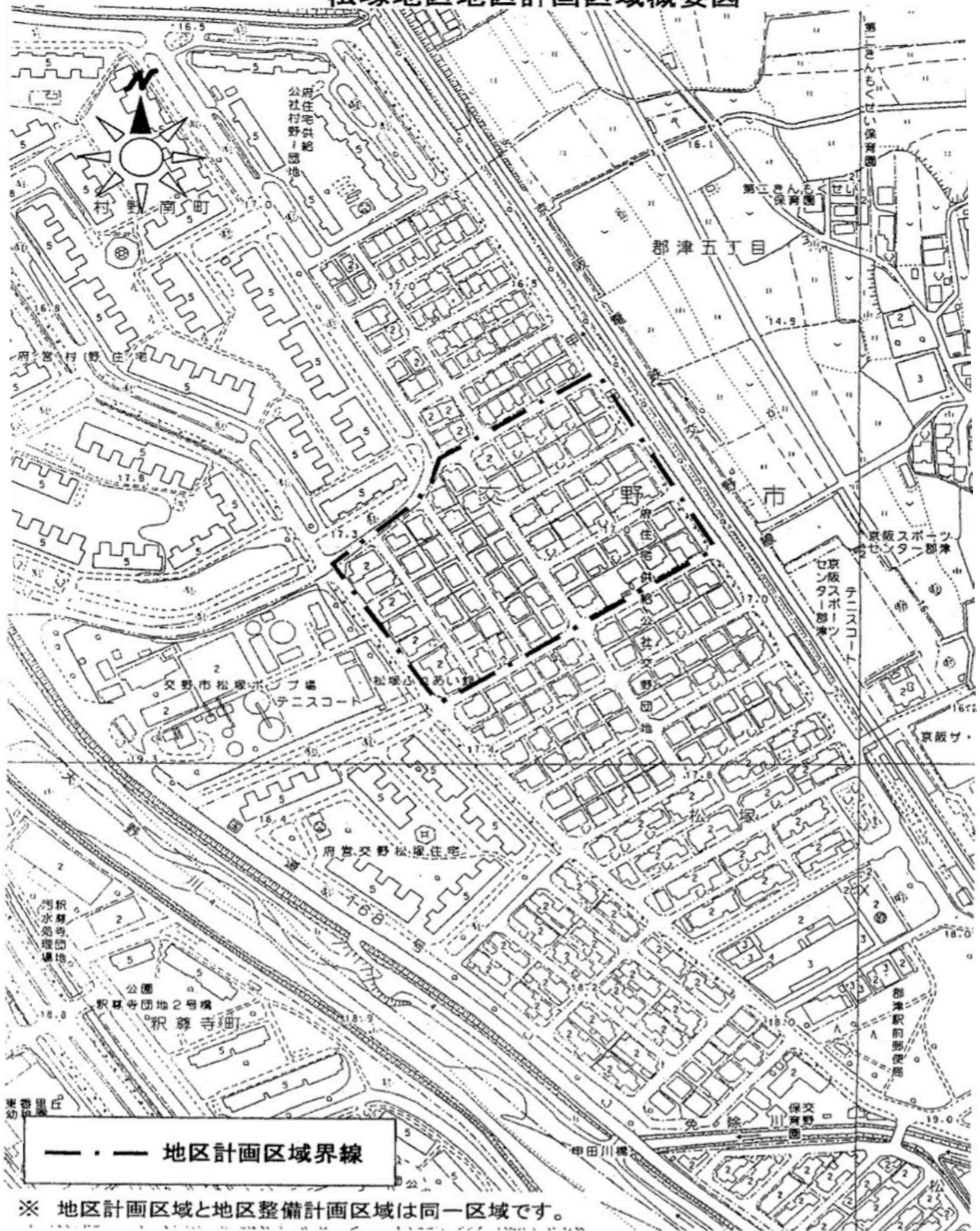
松塚地区地区計画(地区整備計画)概要

地区計画		松 塚 地 区	
基本となる規制等	用途地域	第一種低層住居専用地域 容積率 100% 建ぺい率 50% 外壁後退 1m	
	高度地区	第一種高度	
	その他	法22条適用	
制限 地区整備計画により追加される建築物等に関する	建築物等の用途	長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿は建築できない。	
	敷地面積の最低限度	200m ²	
	高さの最高限度	9m	
	形態、意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、看板、広告板についても、周辺の環境を損なわないものとする。	
地区施設	_____		

都市計画決定 平成20年3月28日 建築条例施行 平成20年3月28日
改正条例施行 平成24年 6月18日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

松塚地区地区計画区域概要図



これは、地区計画区域、地区整備計画の区域の概要を表示したものです。
 制限内容、区域界の詳細については担当課にて確認して下さい。